

授業案⑭ 刑罰を定める法の特異性とその意義

1 対象

小学生・中学生・高校生

2 獲得目標

罪刑法定主義の派生原理に関連する架空事例について議論することを通じて罪刑法定主義の重要性を理解し、司法的課題を含む現代の諸課題を捉え、議論・検討する基礎的な能力を身に付けてもらう。

3 本授業案の意義

本授業案によって、架空の国の刑罰法規の適用事例の議論・検討を通じて、なぜ罪刑法定主義が憲法に定められるほど重要なのか、罪刑法定主義がなぜ権力抑制に役立つのか深い理解を得て知識の定着を図るとともに、社会における様々な場面で活用できる、現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を獲得していく機会とする。

4 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 5分	○ローカルルールで困ったこと、「あとから言わないでよ」と思った理不尽なエピソード・経験談を先生、生徒に尋ねる。	⇒内容が不明確なルール、慣習、遡及、類推等によって理不尽なことが起こりうることをイメージとして共有。
展開1 16分	◎遡及処罰の禁止の学習 ○事例1を確認。 ○各班10分間で検討し、意見をまとめてください。最後に代表者に発表してもらいますので、代表者も決めておいて下さい。 ○班内で討論 ○10分経ちました。それでは各班代表者が発表して下さい。 ○発表5分	罪刑法定主義の派生原理等の定義を学ぶ前に肌感覚で罪刑法定主義の問題について議論してもらう。 内容の明確性、慣習刑法の否定（法律主義）、遡及処罰の禁止に対する気づきを与える。 ⇒内容の明確性、慣習刑法の否定については問題がないものとする。
展開2 16分	◎類推適用の禁止の学習。 ○事例2を読み上げ ○この法律について問題点はなかったか、自分が高橋ひがしさんの立場だったらこの法律・裁判に対してどう思うか、各班10分間で検討してもらって、意見をまとめてください。	類推適用の禁止に対する気づきを与える ⇒「黄信号・自転車」の事案に対して本件法律が直接あてはまらないということまでは支援弁護士で誘導していただきたい。

	○10分経ちました。それでは各班代表者が発表して下さい。 ○発表5分	ただし、日本の法律上は、黄色信号に関する規定や自転車についても明確に規定されていることは補足する。 ⇒直接適用できない場合に刑罰を科すことの是非について討論する ⇒拡張解釈として許されるか否かの議論が展開されている班については、支援弁護士から拡張の限界例の検討を促す。
まとめ 8分	○今回は架空の国の刑罰規定について考えてもらいました。いずれも罪刑法定主義が問題になる事案でした。 ○刑罰は国が私たちの日常生活活動を制限したり奪ったりしてしまふことができる権力の行使です。 ○そこで、日本国憲法第31条では、どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が科されるかを事前に明確に法律で定めなければならないという罪刑法定主義という基本原則を定めています。その内容として、事後的に制定された罰則を遡って処罰することを許さないとする遡及処罰の禁止、規定に直接あてはまらない行為に拡張して規定にあてはめることを禁止する類推適用の禁止があります。 ○今回はグループで罪刑法定主義の中で自由主義的要素が問題となる架空の事例について話し合ってもらいました。この国では、処罰対象と罰則を明確にした法律について、国会を通じて制定することができました。しかし、1問目では、過去の行為に対して、後からできた刑罰規定で処罰できてしまうこととして小島優子さんを狙い撃ちできてしまうという問題がありました。2問目では、明文にはないのに権力側の解釈によって処罰範囲が広がってしまい、高橋ひがしさんを狙い撃ちで処罰できてしまったばかりでなく国民の自由を奪う事態に発展してしまいました。 ○罪刑法定主義の原理がなかったら、私たちの行動が制限され自由がなくなる恐れがあることが、小島優子さんや高橋ひがしさんの立場で考えることで、イメージできたかと思います。 ○もし罪刑法定主義がない、あるいは機能していない場合、私たちの生活はどうなってしまうのでしょうか？例えば、「政府と異なる政治意見を持つ者は死刑とする」という刑罰を行政府が制定できてしまったらどうでしょう？このような法律を行政府が作ることができてしまったら、民主主義すら危ぶまれ、どんな場合に「政府と異なる政治意見を持った」と認められるのかわからず、私たち国民の自由も奪わ	刑罰とはなにかについて説明する。 今回は架空の事例で、普通の人でも「罰則が極端ではないか」と気づくような話をしたが、似たような状況は多かれ少なかれ日常的に起きている。新しい法律ができる時、あるいは古い法律に疑問を持った時、ニュースや記事を見た時、現実には事件が起きた時、今回授業で触れたような問題がないのか、ぜひ考えてほしい。 罪刑法定主義が民主主義と自由主義の要請に基づくものであること、人権保障、権力抑制に寄与することを指摘する。 本問の解説をする。 発表内容を具体的に挙げて生徒達にその人の立場になって考えられたこと等を評価してもらいたい。 わざわざこれらを憲法に書いたのは、私達国民が簡単に感情に流されてしまうから。今回の事例の人達も「道義的に悪い事」をした事に違いはないし、もっと重い、殺人、性犯罪、虐待、あるいは皆さんが想像する「これだけは絶対に人として許されない」という悪事を働いた人間にも、「それでも法律を拡大して罰するのは駄目だ」と言えるか。99%の国民が「他人の人権を奪った極悪人に人権なんてない」と叫ぶ時、「それでもや

れてしまいます。

○このようなことが起きないように、日本国憲法31条は、国に対して罪刑法定主義を守ることを課し、これによって私たちの生活の自由や公正を守ってくれているのです。

憲法等のこういった規定は、政府等の権力を縛り、そして感情論に流れて権力的な政府を応援する我々国民に冷静さを取り戻してもらうためのものでもあります。そういう視点でニュースや世の中の炎上事案とかを見ていくと、違ったものが見えるかもしれません。

「っちゃだめだ」と言えるか。弁護士ですら、不公平、差別、不平等、自分の信念に反する「悪」を見た時、こういった原則を言えなくなる事がある。周りが正義の棒で叩いているのを見ると、一緒になって叩きたくなってしまうたりする。

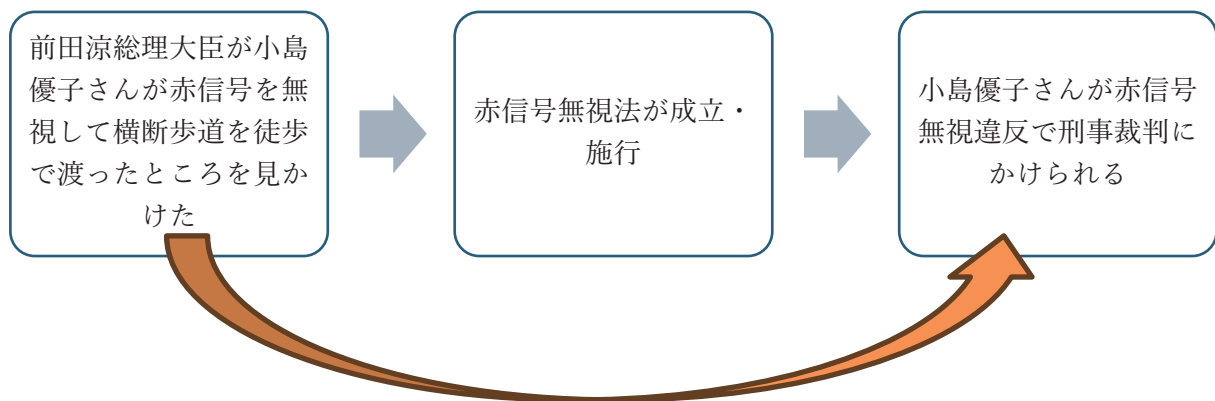
【事例 1】

とある国の前田涼総理大臣は、小島優子さんが赤信号を無視して横断歩道を徒歩で渡ったところを見かけました。この国でも信号無視はよくないという慣習がありましたが、これを処罰する法律はありませんでした。その後、信号無視は厳罰が必要だと考えた前田涼総理大臣は、「赤信号を無視して道路を横断した歩行者は5年以下の懲役に処する。」という赤信号無視法を国会に提出し成立しました。信号無視はよくないという慣習を重んじる国民は大賛成でした。

小島優子さんは、その法律ができる前の信号無視行為が新しくできた法律に違反するとして刑事裁判にかけられました。

みなさんが小島優子さんだったら、この刑事裁判でどのようなことを訴えたいですか？

【時系列】



【事例 2】

高橋ひがしさんが自転車を運転中、黄信号で交差点を横断しました。高橋ひがしさんは「赤信号を無視して道路を横断した歩行者は5年以下の懲役に処する」という法律に違反したとして、刑事裁判にかけられました。

みなさんが高橋ひがしさんだったら、この刑事裁判でどのようなことを訴えたいですか？